

日 時：平成20年10月24日（金）13：00～15：00

会 場：中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、高橋委員、宮本委員、伊藤（源）専門委員、
今道専門委員、小林専門委員、土屋専門委員、美原専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、吉田補佐、山本補佐

議事概要：

山内部会長より、出席委員の数が総合部会の定足数に満たなかったため、第25回総合部会ではなく、懇談会（検討会）として議事を進めることとなった旨説明。なお、資料と議事録の公表等については、通例どおりの扱いということになった。

（1）今後の議論の進め方について

第17回PFI推進委員会（平成20年7月15日開催）において「契約に際しての基本的考え方とその解説（案）」、「業務要求水準の基本的考え方（案）」については意見交換会とパブリックコメントで広く一般から意見を伺った上で、総合部会で再度内容の確認を行うこととされた。

これを受け、7月～9月に公開意見募集と意見交換会（東京、大阪、仙台、名古屋、福岡、以上全国5カ所）を実施したところ。これらのご意見を元に、今後、どのように議論を進めるかについて審議した。

事務局より、10月～12月まで、月1回めどで計3回総合部会を開催することを提案。具体的な提案内容は以下のとおり。

・10月、11月は、「事業契約の基本的考え方」、「業務要求水準の基本的考え方」の各論点について議論を行い、3回目の12月総合部会で取りまとめ、その後、推進委員会にて決定する。なお、議論が尽くされない場合等には、さらに総合部会を開催する。

・検討項目は、「事業契約の基本的考え方」の5項目（柔軟なサービス内容・サービス価格の変更、任意解除、紛争解決、法令変更、モニタリング・支払いメカニズム）に「業務要求水準書の基本的考え方」を合わせた6項目。柔軟なサービス内容・サービス価格の変更、モニタリング・支払いメカニズム及び「業務要求水準書の基本的考え方」を先に議論する。

事務局の提案を各委員了承。

事務局より、9月30日に総務省に対して「PFI事業に関する政策評価書」の回答を行った旨報告。

（2）「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説（案）」及び「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」について

事務局より、「契約の基本的考え方（案）」の柔軟なサービス内容・サービス価格の変更、モニタリング・支払いメカニズム及び「要求水準の考え方（案）」について公開意見募集、意見交換会の意見を踏まえた議論すべき主要な論点について説明。委員からの主要な意見は以下のとおり。

サービス内容・サービス価格の変更について

【建設費に係る物価高騰リスクへの対応 全体スライドについて】

・(A 専門委員)

- ・単品スライドは、かなり例外的な場合を想定している。工事請負代金全体の1%を単品の項目(による上昇)がオーバーした場合にオーバーした分だけ適用されるため、認められても額は非常に小さい。単品スライドでは、コストの総体的な上昇には対応できないので、全体スライドが必要である。
- ・全体スライドを導入するといっても、物価変動リスクを民間が全くとらないというのではなく、民間側が金額のコミットをした後に、当初の想定を超えた急激な物価上昇があった場合を想定している。
- ・同じ性能を保ちつつコストを下げることについては既に提案段階で組み込んでいる。また業務要求水準には仕様発注的部分も含まれている。したがって、落札後に物価が上がっても手品のようにコストを下げる仕組みがあるわけではないので、「裁量」は全体スライドを否定する根拠とならない。

・(B 専門委員)

- ・全体スライドは、最初に意図的に安い価格で落札して後でリカバリしようとするなどのモラルハザードを助長し競争の枠組みを大きく損なう。
- ・施設整備に関わるリスクは民が担うべきで、リスクを価格に組み込むべきである。
- ・PFIは「サービスの購入」である。また、SPCが管理能力を持ち、SPCがリスクをとりながらやるような案件も現に出てきている。

・(C 委員)

- ・A 専門委員、B 専門委員両者の意見は理解できる。そもそも予定価格が低いためリスクを価格に反映するのは困難という現状がある。
- ・建設会社から物価上昇の影響に関して提出される数値と、公共側が実感として入札金額から拾っている金額と全然違うため、公共側が疑心暗鬼になっている。また、個別の資材ごとの数値を把握するのは困難である。指数を使ったらどうか。

・(A 専門委員)

- ・全体スライド等、既存の枠組みに拘るわけではない。別の定義なり考え方を援用しても構わない。
- ・(B 専門委員のPFIは「サービスの購入」であるとのコメントに対して)維持管理、運営に要する費用は指数による調整規定が入っている。また、仮に施設整備を除いたとしてもPFI契約は長期にわたるので、当初もくろんでいた価格で買えないというリスクがある。

・(B 専門委員)抑制的に透明性を持って調整する方法があれば、必ずしも反対はしない。ただ「全体スライド」という用語は使うべきではない。また、予算等の制度との関係で支払時期の問題も検討する必要がある。

・(D 委員)PFI-LCCには民間事業者側の利益も入っている。利益は常に受領できるというのではなく、マネジメントを(適切に)行うことにより受領できるものである。

・(部会長)ほとんど意見は一致している。論点は：

- ・「全体スライド」という言葉を使うべきか。
- ・どういう状況でスライドを適用するか(適用場面の限定、モラルハザード防止方法)。

・(部会長代理)この議論は広がりがある。実際のとりまとめは、少なくともどうという議論があるのかということを書ける範囲で書くことにする。

【建設費に係る物価高騰リスクへの対応 基準時点について】

- ・(A 専門委員) 物価スライドの基準時点は、提案時に価格が決まり、自由に金額、設計を動かせるものではない以上、民間側に物価変動リスクが発生するので提案時が原則だと思う。
- ・(B 専門委員) 契約時点を基準とすべきと考える。
- ・(A 専門委員) 物価スライドの基準時点は統一するのであれば、契約時点でも構わない。ただし、それ以上に何かメカニズムとして構築できるのであれば、それは非常に有益な議論だろう。

【建設費に係る物価高騰リスクへの対応 競争性の確保 / 調整の方法 等】

- ・(E 委員) 入札価格が変わるのであれば、落選した会社との競争性は保たれるのか。
- ・(B 専門委員) 入札したすべての会社に適用されるといって事前にルールを決めておくのであれば、競争上は全く関係ない。
- ・(D 委員) 物価上昇リスクのヘッジの仕方や在庫の持ち方は会社ごとに異なっており、従って影響も異なるがどのように調整するのか。
- ・(C 委員) この資料中でも触れられていたとおり、指数が何かに連動して増やす以外にはないと思う。
- ・(D 委員) 指数で決めるのであれば、むしろ官よりは民の方がリスクをとるべきである。別の議論が必要なのは、想定を超えた大きなインフレがあった場合である。
- ・(部会長代理) ここでは、予想を超えた大きなインフレがあった場合に限定した議論だと考えてほしい。

【サービス内容の変更】

- ・(B 専門委員)
 - ・「サービス内容の変更」の記述に関して、契約解除、一部契約解除を含む場合には、補償の考え方とバランスのとれたものでなければ、モラルハザードを引き起こすことに留意すべきである。
 - ・コスト・プラス・フィー方式、オープnbック方式などについては、ほとんどの人が概念としてはわかるができるわけないと言っている。価格決定の方針にかかわる部分などは、SPCが開示できない情報があるようなので、実務的にどういう方法が可能か工夫が必要である。また、自動的に価格が決定できる方法があるのが理想だができないものもある。できない場合には、提案、評価、合意といった手順が必要であり、この場合についても別途説明した方がよい。価格が決まっていないときに説明責任が果たせるような枠組みを示すことは重要であると考えます。
- ・(C 委員) 現在は、(PFIで委託されている業務に関する) マーケットが存在していないので、オープnbックにより自動的に算定するメカニズムに切り替えていくのは難しい。推進委員会としては、マーケットがないことが問題ではなくて、マーケットをどのように作っていくかについて方法を示すということになるだろう。
- ・(A 専門委員) 求められているニーズが変わるとか、運用上当初想定していたものではうまくいかないことはよくあるが、発注者にとって変更は容易ではない。内閣府が、詳細な手続は決められなくても、建設的に直した方がいいものについては、積極的に行うべきであることを示すこと、その際の枠組みを示すことは意義がある。

モニタリング・支払いメカニズム及び「要求水準の考え方(案)」について

- ・(A 専門委員) 「セルフモニタリング」は、もともとは官が細部にわたってモニタリング

が行き届かないところについて、まずは民間の方が自らの監視の目も行き届かせるということだったと思う。「セルフモニタリング」に関し例えば外部機関を使うべきという議論が、当初の趣旨と比べて的を射ているのかどうかについて意見を伺いたい。

・(B 専門委員)セルフモニタリングという言葉だけが広がっているが、これは実質的にはもともと英国にある第三者によるモニタリングに近い考え方である。例えば、これまで施工会社のコントロールの下にあった設計会社が施工監理を行っていたのを、できる限り独立性を持たせた方が、コストを上げずに、より効果的に管理することができる。また、銀行が設計会社を雇用して施工状況を確認させ融資の実行を管理しているが、費用を増やさずにこれを利用できる。しかし、セルフモニタリングという言葉のみが広まってしまった。

・(E 委員)銀行側がもうちょっとコミットすべきじゃないか。

・(D 委員)最終的な結果については管理者側が責任を持つのが当然のこと。それに事業者も金融機関等もチェックをする。しかし、必ずしも当事者が、特に事業者以外の二者が専門的に技術的に能力を備えているとは限らない。そういう場合には外部の専門家が独立して見る必要がある。

・(F 専門委員)建設の段階のセルフモニタリングと運営のセルフモニタリングの性格は多少異なる。市場化テスト(の運営に関するモニタリング)については、厳格に実施すると、管理者側のモニタリングコストが非常に高くなるので、民間事業者の内部統制を高めていけば、コストを抑えて、かつよいモニタリングが達成できるということではないかと議論をしている。建設については金融機関に参加してもらってモニタリングをするというのはよい仕組みだと思う。なので、建設と運営、それぞれのセルフモニタリングの特徴を議論することが必要であると思う。

・(G 専門委員)銀行によるモニタリングについては、施工者からの各種の証明書に基づいて融資を実行していくことで、一定の歯止めとなっている。ただし、銀行員自ら建物の詳細を確認するのは困難であり、また専門家を雇うとコストがかかるので、施工者からの証明書等を一応信じて進めている状況である。施工者の信頼性は高いと思われるので、VFMの観点からもこれでよいという感じがする。

・(A 専門委員)いわゆる設計会社が工事監理を行うときにも、実際に設計に携わった人が工事監理をやるわけではない。事務所の中では設計を担当した以外の人間が工事監理をする。そういう意味では、どこが主体だとかということとは関係ない。ただ、工事監理の対価はグループの中であれば出ることではない。それがだめだということであれば、セルフモニタリングには限界があるという議論になる。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681